

# 学習用端末 貸出申請書

令和6年 月 日

受付番号 \_\_\_\_\_  
生徒氏名 \_\_\_\_\_  
保護者等氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

下記に該当しますので、必要書類を添えて、学習用端末等の貸出を申請します。

## 記

### 1 申請する機器（希望するいずれかの口にチェックしてください。）

- 学習用端末一式（学習用端末及び付属品）
- 学習用端末一式（学習用端末及び付属品）及びモバイルルーター

#### （留意事項）

\*貸出用端末については京都府の資産として端末管理ソフトやセキュリティソフトがインストールされており、府教委にて端末の動作状況や位置情報の取得が可能となっております。また、一般的な端末と違いWebフィルタリングによる制限がかかっております。

\*モバイルルーターは、自宅にWi-Fi環境がない場合、端末の通信利用に使用するものです。機器に挿入するSIMカードは各自で購入いただく必要があります。

（学校内で端末を使用する際は、モバイルルーターは必要ありません。）

\*モバイルルーターのみの貸出はありません。

### 2 貸出対象者の要件確認（該当するいずれかの口にチェックしてください。）

- ①令和5年度（令和4年分）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税です。
- ②令和5年度は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が課税対象ですが、家計急変により非課税に相当します。

### 3 貸出対象外でないことの確認（該当する場合口にチェックしてください。）

- 生活保護（生業扶助）受給世帯（受給予定（手続き中）を含む。）ではありません。

\*生活保護（生業扶助）受給世帯の場合、貸出の対象外となります。

申請に必要な添付書類は（裏面）を確認してください。

## 端末の貸出申請に必要な添付書類

### ① 令和5年度（令和4年分）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の場合

次のいずれかの書類の写し

- ・ 令和5年度（令和4年分）の課税証明書又は非課税証明書
- ・ 令和5年度（令和4年分）の市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書
- ・ 令和5年度（令和4年分）の納税（非課税）通知書

### ② 令和5年度は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が課税対象だが、その後の家計急変により非課税に相当する場合

- ・ 令和5年分の給与所得の源泉徴収票（年末調整済み）又は確定申告書の写し

①、②いずれの場合も、親権者全員分の書類の提出が必要です。ただし、両親のどちらか一方が控除対象配偶者で、かつ年収が100万以下の場合は、配偶者の証明書に控除対象配偶者の記載があれば、提出を省略できます。

上記によらず、家計急変の御事情がある場合は、本校事務室（0773-62-5510）まで御連絡ください。

審査により貸出の対象と認められない場合は、学習用端末の購入手続きをよろしくお願ひします（申請書類は返却いたします）。